

山口県市町村職員共済組合職員募集要領

令和5年度採用の山口県市町村職員共済組合職員を次の要領により募集します。

1 採用予定人員

1名

2 受験資格

(1) 年齢等

平成9年（1997年）4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する高等学校を卒業した方又は令和5年3月末日までに卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する方は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 山口県市町村職員共済組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続及び締切日

市販又は学校指定の履歴書に自書により所定の事項を記入、写真を貼付の上、令和4年9月20日（火）〔必着〕までに、簡易書留で郵送又は持参してください。

4 採用試験日及び試験内容等

(1) 第1次試験（教養試験、適性検査） 令和4年10月16日（日）

日程及び試験会場（山口市内）等については、10月上旬に本人へ通知します。

(2) 第2次試験（集団討論、面接試験） 令和4年11月中旬

日程及び試験会場（山口市内）等については、10月下旬に第1次試験の合格者へ通知します。

5 採用年月日

令和5年4月1日

6 条件付採用

採用後の6か月間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

7 勤務場所

共済組合事務局（山口市大手町）又は保養所防長苑（山口市熊野町）

8 業務内容

山口県内の市町等職員の年金給付や健康保険、その他の福利厚生事業に関する事務等

9 勤務時間等

（1）共済組合事務局

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとなっており、この間に1時間の休憩時間があります。また、繁忙期には時間外勤務があります。

（2）保養所防長苑

1年単位の変形労働制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとなります。1日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は、次のとおりです。また、繁忙期には時間外勤務があります。

ア 所定労働時間 1日8時間

イ 始業・終業時刻 午前6時から午後10時までの間

ウ 休憩時間 始業時から終業時までの間に1時間

10 給与・手当等

共済組合の給与・手当等は、国家公務員及び地方公務員に準じています。

初任給は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね高校卒業者は154,900円、大学卒業者は182,200円（ともに令和4年4月1日現在）です。

このほか、条件により、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

11 加入保険

雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険に加入します。

12 応募先、問い合わせ先

山口県市町村職員共済組合 総務課

〒753-8529 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階

電話 083-925-6141 FAX 083-921-1228